

工事に伴う施設の利用停止

ご理解とご協力をお願いします
問合せ/文化振興課 (☎47-8067) へ

墨俣さくら会館

11月1日~令和5年2月(予定)

墨俣さくら会館の老朽化した空調設備を更新するため、工事期間中、館内すべての施設の利用を停止します。

- ▶利用停止期間/11月1日(火)~令和5年2月末(予定)
- ▶その他/1階事務所は開館。2階図書館は、墨俣地域事務

所1階に一時移転し、図書の返却と予約図書の貸出が可能

文化会館文化ホール

令和5年1・2月(予定)

スイトピアセンター文化会館の文化ホールで、舞台上部の設備を更新するため、工事期間中、文化ホールの利用を停止します。

- ▶利用停止期間/令和5年1月上旬~2月末(予定)

案内

自転車保険の加入義務化！ヘルメットを着用しましょう

自転車の交通事故の防止や、交通事故による被害軽減・被害者保護のため、「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されています。



条例により10月1日からは、「自転車損害賠償責任保険」などへの加入が義務化され、乗車時のヘルメット着用が努力義務とされています。

都市計画道路の 変更に係る案の縦覧

県と市は、都市計画道路(大垣環状線、綾野上笠線)の変更に係る案の縦覧を行います。

縦覧期間中、県・市に意見書を提出することができます。

自転車の定期的な点検整備や反射材の取り付けなども実施して交通事故を防止しましょう。

詳しくは、危機管理室(☎47-7385)へ。

交通安全旗を販売します

市は、自治会や団体、個人などを対象に、掲示用の交通安全旗(70cm×70cm、1枚200円)を危機管理室で販売(午前9時~午後4時30分)しています。



地域の交通安全意識の高揚に役立ててください。

詳しくは、同室(☎47-7385)へ。

- *とき/10月3日(月)~17日(月)の平日 午前8時30分~午後5時15分
- *ところ/県都市政策課(県庁8階※大垣環状線のみ縦覧可)、都市計画課(市役所5階)
- *問合せ/都市計画課(☎47-8694)へ

マイナンバーカード 交付・申請の 休日・夜間窓口開設

市は、平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、休日・夜間窓口を開設します。

- ◇とき/【休日窓口】10月9日(日) 午前10時~午後4時 【夜間窓口】10月18日(火)・20日(木) いずれも午後5時15分~7時30分
- ◇ところ/窓口サービス課
- ◇内容/マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイント設定支援
- ◇問合せ/同課(☎47-8764)へ



障害福祉サービス事業所に初めて就労した 居宅介護職員に奨励金を交付

市は、障害福祉サービス事業所に初めて就労した居宅介護職員に奨励金を交付します。

- ◆対象者/次の①~④すべてを満たす市内在住の人
 - ①令和4年4月1日以降に、障害福祉サービス事業所に初めて就労した
 - ②就労日以降、6か月以上継続して居宅介護職員として月15日以上勤務し、かつ申請時に勤務を継続している
 - ③市内の障害福祉サービス事業所に直接雇用されている
 - ④市税等を完納し、大垣市介護人材就労支援奨励金を受給していない
- ◆対象障害福祉サービス事業所/市内の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援を行う事業所
- ◆奨励金額/5万円(1回限り)
- ◆問合せ/障がい福祉課(☎47-7162)へ



国民健康保険・後期高齢者医療保険 傷病手当金を給付

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われたため、仕事を休み、その期間の給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合は、申請により、傷病手当金の給付を受けることができます。

詳しくは、国保医療課へお尋ねください。

担当課	対象者	電話番号
国保医療課	国民健康保険被保険者	☎47-8132
	後期高齢者医療保険被保険者	☎47-8140

-10月1日は「浄化槽の日」-

浄化槽は正しく管理しましょう！

3つの義務を守りましょう！

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

<法定検査>

すべての浄化槽において毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査(11条検査)が必要です。また、浄化槽の新設・入れ替えをした場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査(7条検査)が必要です。

<保守点検>

浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。

<清掃>

浄化機能を損なわないためには、年1回(全ばっ気方式の浄化槽は年2回)の清掃が必要です。

ご利用ください！一括契約

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。なお、この契約をすれば、次の2つの制度が無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。



<岐阜県浄化槽生涯機能保証制度>

浄化槽機能の修理を、岐阜県浄化槽連合会が保証する制度です。

<みず再生施設認定制度>

合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを、岐阜県環境管理技術センターが認定する制度です。

浄化槽を使わなくなった時には

建物の取り壊しや下水道への切り替えなどで、浄化槽を撤去する前に、浄化槽の最終清掃が必要です。

また、浄化槽の廃止には「浄化槽使用廃止届出書」、休止には「浄化槽使用休止届出書」の提出が必要です。

【問合せ】環境衛生課(☎47-8574)へ